

兼業農民の労働・生活過程と

農民自治の変容

安城市高棚町の事例研究

北見工業大學 白 横 久

問題の所在と分析方法

今回の農村自治の課題は、かつての村落共同体の変容、ないし崩壊の上に、今日、農村社会における協業、協働が、いかなる論理の上にあるかという問題である。

村研は、一九五〇年代に「村落共同体」をめぐって、一連の論争をくりひろげているが、村落共同体の変容、ないし崩壊は、その後の二〇数年間を通じて一層進んだと考えられる。

ちに具体的に存続している」（「村落共同体論の系譜と解題」村落社会研究第六卷一二七頁、島崎稔）といふ基本的原理からみれば、今日の農村は、その原理から一層「逸脱」している実態である。勿論、その時点で「現代の村落共同体においては、共同体所有の有無のみをもつて機械的に共同体の問題を処理すべきではない」（「現代日本における村落共同体の存在形態」同上第三卷八頁、福武直）という指摘にあるとおり、原理的な意味での「共同体」が、すでに

消滅しつゝあることは、当然のことながら意識されていた。

さて、その後の一〇数年間、日本資本主義は、國独資の再編、強化の時期を経過し、農業と農村社会も、その影響下に大きく変容させられた。福武氏が云う「相互に依存しあわなければ生産できない」という状況から生じた共同社会性」（同上六・七頁）と「共同体の外部に対する封鎖性」（同上七頁）という歴史的特殊形態としての共同体の実機という条件も質的な変容をとげつつあるとみなければならない。

こうした変容を踏まえた共同性に対する一つの特徴ある論理は、労働・生産過程の人々の孤立と分散→人々の生活共同体（態）としての再編という、生産と生活の分離の上にたてる「共同の論理」である。五〇年代にも「われわれが“定住”生活をおくり、特定の生活本拠をもつかぎり、その“場”を媒介する何らかの地縁的そして基礎的な生活協同の枠組の一つとして存在するであろう」（「漁業と村落」同上一三一頁、竹内利美）とし、同じように生活共同に視点をおく論理が提出されていた。誰しも落ち入りやすい、こうした陥穰に対し、布施鉄治氏は「人間の行為が愛他的な志向をもつているからであるという発想、すなわち、いわゆる主情主義的人間行動感を容易に導くことになる」（「行為と社会変革の理論」四十九頁）と指摘している。

今日、人々の共同性を明らかにするためには、「人類社会そのもののを協働様式の発展として基底的に把握する」（同上四十八頁）という視点で今日の農村社会を見る必要がある。

こうした観点から今日の農村社会を見る時、生産力の発展に促した新たな協働様式に着する必要がある。つまり、農協を軸にして体系化されたある協業形態、それと村落及び個別農家の関係が分

析の対象にならなければならない。

具体的な分析方法は、第一に、今日の農村自治と内在的にかかわりをもつ、農民の労働・生活過程を明らかにすること。この場合、生産・生活共同体としてあつた「家」の分析を基底においている。

第二に、資本主義の発展と村落の共同性の変化として、村落諸組織の機能変容と役職者層の分析を行い、第三に、生産を通じた共同性を明らかにするため、昭和四〇年代以後の稻作生産組織と個別農家の関係、及び生産組織の階層的性格を明らかにすること。以上の方法をとつた。

調査地点は、兼業形態と農村自治の問題に迫るため、愛知県安城市高棚町を選択し、昭和五〇年から調査を実施した。

(二) 調査地域の概要

調査地域の安城市高棚町は、総世帯七〇八戸、農家戸数三六八戸（いずれも昭和五〇年の水田單作地帯である）。

同町は昭和三〇年代半ばに、すでに専業農家は四〇戸であつたが、それ以後さらに兼業化がすすみ、昭和五〇年では、一種兼業一四、二九、同二種八〇、四名の通勤兼業農村である。

平均農地所有は、八反六畝であり、都市近郊農村であるため、農地の宅地化が一時進み、さらに、道路、工場用地などで昭和四〇年から、二〇〇町歩余りの農地の減少がみられる。

又、混住化が進み、地区内格住戸数は、昭和四〇年から、約二〇〇戸とされている。

地区内には、昭和四十三年から県営圃場整備が五〇カ年かかつて全面実施され、更に當農組合の成立（昭和四十五年より三組合）による請負耕作の進展、安城市農協の育苗センター、カントリーエベーターの設立など米作体系の「合理化」が進み、さらに、昭和四十

五年より、N電装誘致のために、圃場整備事業と併せて、四〇町歩の農地売収が進められた。（高棚町農業の変動については、村研年報十三号、星、多々良両氏の論文を参照されたい。）

(三) 農民の労働・生活過程の変容

通勤型兼業地帯の農民の労働・生活過程は、少数の専業農家を除いて、兼業によって規定される側面が大きい。兼業先の企業規模、就業条件（賃金、就業時間、休日等）が、「家」の農業生産と生活過程を規定している。

就業先は、公務、民間大手企業、中小零細に分かれ、臨時の就業と常用就業と就業形態も二分されている。

主婦のパート就業も多くみられ、一部は常用化している。
兼業に対応した農業生産は、老人、主婦依存による家（夫は補助的労働）、中・小型機械による夫婦による家、営農組合に一部を委託し、残りの作業は、婦人、老人などに依存している家、全面委託による家に分類される。

こうした形態は、パート就業、農業労働、自家菜園作業、さらに家事作業と四重に重なる主婦の過重な負担を強いている。

家計收入は、農業所得と賃労働所得とが不可欠な形になつていて、が、飯米と蔬菜の自給による家計補助の占める位置も無視できない、一部の農民は、学卒後から他産業就業がみられ、分家後、通勤型兼業農民として「家」に定着するという生活史を有しており、賃労働者としての蓄積が豊かであることが明らかとなつていて。

こうして、全体として都市労働者の性格を強くもちながらも、社会関係のうえでは、農民的な関連を強くもつていて。

農業生産のうえでは、農繁期の家族協働が不可欠であり、一部では、血縁的な協働関係が保たれていて。さらに、水利、実行組合な

ど地縁的な関連も軽視はできない。専業層では、営農組合、生産組織（養鶏組合など）内の関連に限定されつつある。

こうした村的なつながりよりも、個別農家は、農協、営農組合、諸施設（カントリーなど）等、機構的な関係が強くなっているのも新しい動向として重視しなければならない。

一方、生活上の関連では、本・分家関係、親戚関係が一つの柱になっている。ただ総兼業化は、血縁的な相互交流も、盆、正月、冠婚葬祭など諸行事を通しての交流が支配的である。

地縁的な関係では、協議会（町内会）を中心とした関連が根強く続いている。

四 農村自治機能の変容

高棚町の部落組織は次のようになっている。

協議会（町内会）→組（一～十二組・住宅組）→班
役職・区長（町内会長）（組長（各組一名））→班長
（協議員（右同））

その他の組織・水利組織（配水総代・明治用水会議員等）

・神社組織（氏子総代・燈明番）

・消防組織（消防小頭）

又、村外組織に対しては、市議二人、農業委員一名を選出してい。る。さらに、市農協組合長が、町内から出ている。

協議会は、旧高棚村以来の組織形態を維持し、安城市合併（昭和三〇年）後、一時期、住民組合と名称変更したが、組織形態は、大

巾な変更がないまま、今日の町内会に引きつがれている。各役職者は、水利、神社を含めて組の札入れで選出され、区長のみ、昭和二

十一年より有権者による公選とされるようになった。

役職者のうち、区長、協議員、氏子総代などの主要職は、戦前は大家層（地主、上層農）が占め、文字通り共同体的規制のうえにのつた階級的性格を強くもつていた。戦後も公選になつたとはいえ、要職は、上層農によって占められていた。

昭和四〇年代以後、役職層にも変動がみられ、「家格」の枠を破つて中層農、戦後自作農、さらに分家層が、上級の役職に選出される傾向もでている。これは、兼業化とともに、上層部分も專業的に役職を任うことができなくなつてのこと。又諸役の部落内ステータスが低下していることも原因となつていて。

協議会は、昭和三〇年代まで住民税的性格をもつ協議費によつて、土木、学校施設、消（警）防、水利などの維持、補修を行い、さらに市役所（役場）に代わつて徵税、諸負担金の徵收、行政伝達、及びその実施を昭和四〇年代後半まで果しており、二重自治体、性格が最近まで続いていた。

協議会は、古い機能を伝統的に維持しているのだけではなく、昭和四〇年代の圃場整備事業、特にその際の換地調整、N電装誘致の際の用地売却などには、逆に行政との積極的な窓口となり、全体としては、推進役として大きな役割を果している。

兼業化と混住化は、こうした町内会の機能に対して、明らかに新たな変容を迫り、この数年、子供会の育成、住民運動会の実施、交通安全対策、さらには、住民と地域の諸要求を市行政へ反映させる役割など都市町内会的色彩を濃くしている。

五 農業生産をめぐる社会的協業

請負生産組織→カントリー・エレベーターによる乾燥、脱穀など、高棚町と市農協と連携による稻作生産体系は、形式的にみれば、兼

業形態に対応した体系である。しかし、これらの一連の事業は、村の米作りの維持”という動機が働いているにせよ、国・県の推進による專業農家層を中心として、進められた。高棚町では、昭和三〇年代に、西尾敏彦氏の指導による“米作り運動”が実施された。この運動が稻作技術の向上をめざす全村的運動であつた点からみれば、昭和四〇年代の“近代化過程”は、明らかにその性格を異にしていふとみなければならない。

高棚町の稻作体系が、農協を中心とした新たな社会的協業・協働の内容をもちつつも、その共同的性格と上層農育成という性格の二つの矛盾した内容を包含していることを見おとしてはならないであろう。

以上、生活と生産を軸とした高棚町の自治機能は、協議会（町内会）を中心とした生活共同性と、農協を中心とした社会的な協業・協働形態の二つの側面を、きわめて今日的性格をもつて発展している。そこにおける“村意識”は、かつての“村落規制”にもとづく共同の意識とは、勿論、同一視することができない。きわめて過度的な性格”をもつ、今日の農村自治は、国独資の下における諸個人の社会的再生産過程を通じて、自立した家と個人を生み出し、新たな共同性を培う可能性をもつものと考える。

